

山仁田地区県営土地改良事業(県営ため池等整備(土砂崩壊防止)事業)における  
事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1 事業費及び事業費の負担区分の予定

(1) 事業費 791,500千円

( % 千円)

	工事費		工事雑費	
国庫負担額	50.00%	386,100	0.00%	0
県費	40.00%	308,880	100.00%	19,300
市負担額	10.00%	77,220	0.00%	0

(2) 事務費 19,300千円

( % 千円)

	事務費	負担割合
国庫負担額	0	0.00%
県費	19,300	100.00%
市負担額	0	0.00%

(3) 総事業費 810,800千円

(千円)

	総事業費
国庫負担額	386,100
県費	347,480
市負担額	77,220

2 土地改良法第91条第1項の規定による分担金の支払方法

該当なし

3 地元負担の予定基準

該当なし

4 特別徴収金

この事業の施行に係る地域内の土地につき法第3条に規定する資格を有する者は、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日の属する年度の翌年から起算して8年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定した用途(以下「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は、当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、県営土地改良事業特別徴収金徴収条例(昭和48年宮崎県条例第27号)の定めるところにより特別徴収金を徴収されることがある。